

第16回「議員と語り合い」報告書

産業建設常任委員会

開催日	平成27年8月18日(火) 午後2時00分 ~ 午後4時00分		
開催場所	議会棟 第3・4委員会室		
団体名	霧島市土地改良区連絡会	参加人数	13人 (男12人:女1人)
出席議員	木野田 誠、 中馬 幹雄、 前島 広紀、 厚地 覺、 新橋 実 岡村 一二三、 下深迫 孝二		
役割分担	委員長(下深迫 孝二) 副委員等(前島 広紀) 記録係(前島 広紀)		
テーマ及び具体的な内容	土地改良区の役割 【具体的な内容】 ①霧島市における土地改良区の組織形態の検討 ②霧島市における土地改良区はどうあるべきかの検討 ③その他の土地改良区に関し必要な事項		
感想	農家の高齢化、また、それによる離農家の増加に伴い、基本作業である水路の保守管理や、賦課金の徴収が進まず苦勞している現状が推測される。		
反省点	同会とは2回目の語り合いであるが、具体的な解決策の前進が少ない。		

◆は参加者の質問・要望 ◇は議員の回答

<意見交換会での主な意見等>

◆同連絡会から、「土地改良区の用水路等に無許可で放流している浄化槽設置者に関する要望書」の説明あり。具体的事例として、平成26年10月に、他目的使用申請の許可が出ないまま、浄化槽の水が用水路に放流されている事案があった。業者は設置工事だけ請け負った。この申請は使用者が行うべきだと主張しているという。

◇そのような業者は1社のみではないか。

◆4月以降は改良区の許可がなければ、浄化槽の補助金は下りないはずであるが、使用者から補助金が下りたと知らせがあった。市は、業者が口頭で許可を得たといったことを信じている。今後は、改良区の協議済みでないと受理しないようにしてほしい。始良市は、土地改良区の許可書添付が義務づけられている。

◇委員会としてもしっかり対応していく。

◇農地を宅地にした場合、浄化槽設置同意書が必要であったか。

◆昭和63年10月27日、同意書の添付義務が廃止になった

◇正規に申請をすれば、いくらかの負担になるのか。

◆10人槽までが25,000円である。

◆農地の農業委員会への3条申請等があった場合の、土地改良区への平準的な情報公開について、十三塚原土地改良区は毎月情報を得ている。情報依頼の様式を農業委員会と打合せした。

◇各改良区の足並みがそろっていないように感じられる。その様式で統一して申請したらどうか。

◆農業委員会への3条申請と同時に、「組合員資格得喪通知書」も書いてもらい、それを改良区が受け取りに行く方法もある（個人情報ではない）。

◆十三塚原土地改良区において、水タンクの貯水量が足りない。当初の計算では、畑100haのうち、茶13haの防霜対策の水量として8,800tの予定であったが、ユリ、キク、ブドウなどの農家も使用するようになり、3日目はぎりぎりか足りない状態である。今2つの井戸でくみ上げているが、もう一つ井戸がほしい。

◆国・県の補助は否決されたが、市は事前調査などに協力してほしい。

◇井戸掘削などにどれくらいの費用が掛かるのか。

◆計算していない。調査してほしい。